

告 示

埼玉県収用委員会告示第六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、次のとおり、収用又は使用の裁決手続の開始を決定したので公告する。

令和七年五月二十三日

埼玉県収用委員会会長 久保村 康 史

一 事件番号

埼玉県収用委員会令和六年度第二号

二 起業者の名称及び所在地

埼玉県 代表者 埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

三 事業の種類

一般国道二五四号改築工事（和光富士見バイパス・埼玉県朝霞市大字上内間木字川袋地内から同市大字上内間木字厩尻地内まで、同市大字宮戸字北井房地内及び志木市下宗岡二丁目地内）

四 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積

土地の所在 埼玉県朝霞市大字浜崎字新河岸川通

地 番 三百八十九番十四

地 目 登記簿 原野

現 況 原野

地 積 登記簿 四百六十六平方メートル

実 測 四百六十三・五七平方メートル

裁決手続開始の決定をした土地の面積

収用しようとする土地 二百五十三・八二平方メートル

使用しようとする土地 六・七二平方メートル

五 土地所有者の氏名及び住所

1 氷川神社（持分九千七百二十分の八千六百四十）

埼玉県朝霞市浜崎三丁目九番三号

2 池田 タエ子（持分九千七百二十分の九十）

埼玉県朝霞市浜崎三丁目十六番七号 サニーハイツ一〇二

3 井口 絹江（持分九千七百二十分の百九十八）

東京都杉並区清水三丁目八番十一号

4 相馬 かほる（持分九千七百二十分の百九十八）

埼玉県朝霞市浜崎三丁目十六番八号

5 鈴木 京子（持分九千七百二十分の百九十八）

埼玉県朝霞市西原二丁目十番十五号

6 池田 満（持分九千七百二十分の百九十八）

埼玉県朝霞市浜崎三丁目十六番三十四号

7 池田 隆道（持分九千七百二十分の九十九）

埼玉県朝霞市浜崎三丁目十六番七号 サニーハイツ一〇二

8 武田 陽江（持分九千七百二十分の九十九）

埼玉県富士見市大字鶴馬三千五百七十六番地十四

六 使用しようとする土地の使用方法及び期間

使用方法 事業地内端部にL字型擁壁を設置するに当たり、使用しようとする

土地を幅一・三六メートル、深さ一・七二メートル掘削し、当該擁壁

設置後埋め戻す。

使用期間 使用の権利を取得した日から四十九か月間

七 裁決手続の開始を決定した日

令和七年五月十四日